



平成 29 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己  
(コード：3647 東証第二部)  
問合せ先 管理部マネージャー 佐藤 一樹  
(TEL：03-5781-2522)

## 株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社ジー・スリーホールディングス（代表取締役社長兼最高経営責任者 奥田泰司 以下、「当社」という。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を平成 29 年 11 月 29 日開催予定の第 7 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式併合

#### (1) 併合の目的

当社の発行済株式総数は、当社設立以降、新規事業展開のための資本増強を図るための増資を行ってきた結果、設立時（平成 23 年 3 月 1 日）の 12,384,600 株から、平成 29 年 8 月 31 日現在で 76,408,601 株となっており、この株数は、東京証券取引所市場第二部の上場企業の平均上場株式数（33,801,509 株 平成 29 年 5 月 22 日時点）の約 2.3 倍と多く、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において望ましいとされている 1 投資単位の水準である 5 万円以上 50 万円未満の範囲を下回っております。

この結果、1 円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

さらに、平成 29 年 8 月 31 日現在の当社普通株式の株主総数は 9,882 名と平成 23 年 8 月 31 日時点の株主総数 5,839 名から大幅に増加していることから、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストも増加しておりますが、このうち、100 株（1 単元）未満を所有されている株主様は、株主数で 95 名（株主数比率 0.961%）、株式数で 1,219 株（持株数比率 0.001%）であり、100 株（1 単元）以上 500 株（5 単元）未満を所有されている株主様は、株主数で 4,780 名（株主数比率 48.370%）、株式数で 859,585 株（持株数比率 1.124%）と、500 株（5 単元）未満を所有されている株主様の持株数比率の合計は 1.125%に留まっております。

このような状況を踏まえ、今般、本定時株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、5 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。

併合割合につきましては、望ましいとされる投資単位の水準への調整の中で、保有機会を失う株主様の数を極力抑えられるよう、慎重に決定しております。

なお、今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、今後は、より適切な利益配分を行うことができるものと考えております。

また、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社株式の売買単위를最終的に100株に統一するための取組みを進めていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものいたします。

## (2) 併合の内容

①併合する株式の種類：普通株式

②併合の方法・割合：平成30年3月1日をもって、平成30年2月28日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年8月31日現在）	76,408,601株
併合により減少する株式数	61,126,881株
併合後の発行済株式総数	15,281,720株

④併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（平成29年8月31日現在）	184,000,000株
併合後の発行可能株式総数	36,800,000株

## (3) 併合により減少する株主数

平成29年8月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	9,882名（100.000%）	76,408,601株（100.000%）
5株未満所有株主	85名（0.860%）	525株（0.000%）
5株以上100株未満所有株主	10名（0.101%）	694株（0.000%）
100株以上500株未満所有株主	4,780名（48.370%）	859,585株（1.124%）
500株以上所有株主	5,007名（50.669%）	75,547,797株（98.875%）

※自己株式7,714,000株（株主数割合0.010%、株主数比率10.095%を含んでおります。）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様85名は株主の地位を失うことになります。

また、保有株式100株以上500株未満の株主様4,780名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うことになります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項および定款の規定により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができるものいたします。

また、同法第192条第1項の規定により、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (5) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成30年3月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
募集新株予約権（有償ストック・オプション） 平成28年1月29日取締役会決議 （当社及び当社子会社の取締役）	12円	60円

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更は、会社法第182条第2項により、株式併合に伴い、当社の発行可能株式総数につき、36,800,000株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。

かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、現行定款第6条の記載を修正するものであります。

なお、現行定款第6条の変更は、株式併合に係る本定時株主総会議案の承認可決、及び株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（平成30年3月1日）に効力が生じるものとします。

また、株式併合に伴い、単元未満株式の売渡請求に関する制度を導入すべく、変更案第9条（単元未満株式の売渡請求）及び第10条（単元未満株式についての権利制限）第4項を新設するものであります。

(2) 変更の内容（下線は、変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行通り）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>184,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,800,000株</u> とする。
第7条～8条（条文省略）	第7条～8条（現行通り）
（新設）	（ <u>単元未満株主の売渡請求</u> ） 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当社に請求することができる。</u>
（単元未満株式についての権利制限） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	（単元未満株式についての権利制限） 第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利  第10条～第39条（条文省略）	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u>  第11条～第40条（条文繰り下げ）
--	---

### 3. 日程

- (1) 取締役会決議 平成29年10月13日
- (2) 定時株主総会決議日 平成29年11月29日（予定）
- (3) 定款変更の効力発生日（第6条を除く） 平成29年11月29日（予定）
- (4) 定款変更の効力発生日（第6条） 平成30年3月1日（予定）
- (5) 株式併合の効力発生日 平成30年3月1日（予定）

以 上

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為のことです。

今回、当社では5株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか？

A 2. 当社の発行済株式総数は、平成29年8月31日現在で76,408,601株となっております。

この株数は、東京証券取引所市場第二部の上場企業の平均上場株式数の約2.3倍程度と極めて多く、現状の株価水準では、証券取引所が望ましいとしている1投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を大きく下回っております。

そのため、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態とも考えられ、一般投資家の皆様への影響も小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、本定時株主総会における株主様のご承認を得ることを前提に5株を1株に併合する株式併合を実施し、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準とすることで、現状の株価水準を望ましいとされる投資単位の水準にしたいと考えております。

なお、発行済株式総数が当社の規模に見合った水準となることで、今後はより柔軟かつ適正な利益配分を行うことができるとともに、株式関連事務コストの低減も見込まれます。

また、1株あたりの諸指標（利益・配当等）や株価についても、他社との比較が容易になることで、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年2月28日の株式名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例1	10,000 株	100 個	2,000 株	20 個	なし
例2	5,500 株	55 個	1,100 株	11 個	なし
例3	2,053 株	20 個	410株	4 個	0.6 株
例4	1,000 株	10 個	200 株	2 個	なし
例5	484 株	4 個	96 株	なし	0.8 株
例6	1 株	なし	なし	なし	0.2 株

○例1、2、4に該当する株主様は特段のお手続きはございません。

○例3、5に発生する単元未満株式（例3は10株、例5は96株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。

○例3、5、6に発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して売却又は自己株式として取得し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

この端数を処分してお支払いする金額は、平成30年4月中旬頃にお送りすることを予定しております。

○効力発生前のご所有株式が1株（例6）の株主様は株式併合により全てのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。

そのため、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生（平成30年3月1日）前に、単元未満株式の買取りや買増し制度をご利用いただくことが可能です。

具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じます。併合後は、買取りや買増しできますか？

A 7. 株式併合後は、単元未満株式の買取りに加え買増し制度のご利用も可能です。

具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）は、どうなりますか？

A 8. 平成29年10月11日現在の東京証券取引所における終値199円を例に挙げると、株式併合の前における投資単位は、次のとおりです。

前 199円/株 × 100株 = 19,900円

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上次のとおりとなります。

後 995円/株 × 100株 = 99,500円

※ 株価は、株式併合に伴い、理論上は5倍となります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

平成29年10月13日 取締役会決議

平成29年11月29日（予定） 定時株主総会決議日

平成30年3月 1日（予定） 株式併合、定款一部変更の効力発生日

平成30年4月上旬（予定） 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成30年5月中旬（予定） 端数株式処分代金お支払い

Q10. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか？

A10. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-782-031(受付時間 土・日・祝祭日を除く9時～17時)